

## ○観光庁告示第六号

旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)第四十八条において準用する同規則第三十六条第三号、第四号及び第六号の規定に基づき、並びに旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二十八条第六項の規定を実施するため、旅行サービス手配業務取扱管理者研修の内容及び方法の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十二日

観光庁長官 和田 浩一

旅行サービス手配業務取扱管理者研修の内容及び方法の基準等を定める告示(平成三十年観光庁告示第四号)の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下同じ。)の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改	正	後
1 旅行サービス手配業務取扱管理者研修等の内容及び方法の基準等を定める告示	1 旅行サービス手配業務取扱管理者研修等の内容の基準	1 旅行サービス手配業務取扱管理者研修の内容及び方法の基準等を定める告示	
2 旅行業法施行規則(以下「規則」という。第四十八条において準用する規則第三十六条第三号の告示で定める旅行サービス手配業務取扱管理者研修(以下「初回研修」という。)の内容の基準及び旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。)第二十八条第六項の研修(以下「継続研修」という。)の内容の基準は、別表上欄に掲げる研修の区分に応じ、同表中欄に掲げる科目を、それぞれ同表下欄に定める時間教授することとする。 (削る)	2 初回研修及び継続研修の方法の基準	2 旅行業法施行規則(以下「規則」という。)第四十八条において準用する同規則第三十六条第三号の告示で定める初回研修の方法の基準及び継続研修の方法の基準は、次に掲げるものとする。 一 (略)	
3 初回研修及び継続研修の登録研修教材の基準	3 登録研修教材の基準	3 登録研修教材の基準	
4 初回研修の修了試験の基準	4 修了試験の基準	4 修了試験の基準	
5 初回研修及び継続研修の修了証明書	5 (新設) 初回研修及び継続研修の修了証明書	5 (新設) 初回研修及び継続研修の修了証明書	

規則第四十八条において準用する規則第三十六条第四号の告示で定める初回研修の登録研修教材の基準は、次に掲げるものとする。

一 旅行サービス手配業務取扱管理者として必要な知識及び能力を習得させ、又は向上させるのに適当であると認められるものであること。

二 別表中欄に掲げる科目を履修させるのに必要な内容を含むものであること。

三 (略)

規則第四十八条において準用する規則第三十六条第四号の告示で定める初回研修の登録研修教材の基準は、次に掲げるものとする。

一 旅行サービス手配業務取扱管理者として必要な知識及び能力を習得させるのに適当であると認められるものであること。

二 別表上欄各号に掲げる事項を履修させるのに必要な内容を含むものであること。

三 (略)

規則第四十八条において準用する規則第三十六条第四号の告示で定める登録研修教材の基準は、次に掲げるものとする。

一 旅行サービス手配業務取扱管理者として必要な知識及び能力を習得させるのに適当であると認められるものであること。

二 別表上欄各号に掲げる事項を履修させるのに必要な内容を含むものであること。

三 (略)

規則第四十八条において準用する規則第三十六条第六号の規定による修了試験は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一 別表上欄各号に掲げる事項について、受講者の知識及び能力の習得が確認できるものとして行うものであること。

二 (略)

三 修了証明書は別添様式によるものであること。

四 規則第四十八条において準用する規則第三十六条第六号の規定による修了試験は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一 別表上欄各号に掲げる事項について、受講者の知識及び能力の習得が確認できるものとして行うものであること。

二 (略)

三 修了証明書は別添様式によるものであること。

五 規則第四十八条において準用する規則第三十六条第六号の規定による修了試験は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一 別表上欄各号に掲げる事項について、受講者の知識及び能力の習得が確認できるものとして行うものであること。

二 (略)

三 修了証明書は別添様式によるものであること。

六 第二十八条第五項に規定する登録研修機関は、初回研修の修了試験に合格した者に対しては第一号様式による修了証明書を、継続研修を修了した者に対しては第二号様式による修了証明書をそれぞれ交付するものとする。

別表

研修	科 目	時 間
初回研修	法及び旅行業約款に関する科目 旅行サービス手配業務に関する科目	五時間以上 六時間以上
維続研修	法及び旅行業約款に関する科目 旅行サービス手配業務に関する科目	二時間以上 三時間以上
(備考)	1 この表の中欄に掲げる「法及び旅行業約款に関する科目」の内容は、次に掲げる事項とする。 一 法及びこれに基づく命令についての知識 二 旅行業約款に関する知識 2 この表の中欄に掲げる「旅行サービス手配業務に関する科目」の内容は、次に掲げる事項とする。 一 旅行サービス手配業務取扱管理者の責務及び役割 二 本邦内の運送機関、宿泊施設等に関する知識 三 本邦内における安全対策及び事故発生時の対応に関する実務処理の能力 四 本邦における出入国に必要な手続に関する実務処理の能力 五 その他旅行サービス手配業務に関する実務処理の能力	五時間以上 六時間以上

別表

事 項	時 間
1 旅行業法及び旅行業約款に関する科目 一 旅行業法及びこれに基づく命令についての知識 二 旅行業約款に関する知識	五時間以上
2 旅行サービス手配業務に関する科目 一 旅行サービス手配業務に関する科目 二 本邦内の運送機関及び宿泊施設等に関する知識 三 本邦内における安全対策及び事故発生時の対応に関する実務処理の能力 四 本邦における出入国に必要な手続に関する実務処理の能力 五 その他旅行サービス手配業務に関する実務処理の能力	六時間以上

第一回研修

## 旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了証明書

修了番号 \_\_\_\_\_  
 修了年月日 \_\_\_\_\_

氏 名  
生年月日

旅行業法第二十八条第五項の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者研修の課程を修了したことを証する。

年 月 日

登録研修機関名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_

水曜日 3月22日 令和5年

第二号様式

研修修了証明書

修了番号

修了年月日

氏名  
生年月日

旅行業法第二十八条第六項の規定による研修の課程を修了したことを証する。

登録研究機関名  
代表者名

(日本産業規格A4用)

この記述は、公表の用意の趣旨に従う。

改 正 書 面

## 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第4条第6項の規定に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部を令和5年3月1日付けで次のように変更したので、同条第7項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

令和5年3月22日  
農林水産大臣　野村　哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の一部変更新旧対照表

(下線部は変更部分)

改	正	後	改	正	前
第2 米穀の需給の見通しに関する事項			第2 米穀の需給の見通しに関する事項		
1・2 (略)			1・2 (略)		
3 令和4／5年及び令和5／6年の需給見通し			3 令和4／5年及び令和5／6年の需給見通し		
(1) 令和4／5年の需給見通し			(1) 令和4／5年の需給見通し		
① 供給量			① 供給量		
ア (略)			ア (略)		
イ 令和4年産主食用米等の生産量は、670万トン(令和4年産水稻の収穫量(主食用))です。			イ 令和4年産主食用米等の生産量は、670万トン(令和4年9月25日現在の令和4年 産水稻の予想収穫量(主食用))です。		
ウ (略)			ウ (略)		
(2) (略)			(2) (略)		